

## プライベートバンキング教育および試験制度規則

平成 24 年 10 月 18 日制定

平成 26 年 5 月 23 日改正

平成 27 年 3 月 19 日改正

2018 年 11 月 9 日改正

2022 年 3 月 16 日改正

2022 年 5 月 20 日改正

### (目的)

第 1 条 この規則は、定款第 3 条および第 4 条に基づき、プライベートバンキング（以下、「PB」という。）業務に従事するプライベートバンカーの育成を目的に実施する事業に関し基本的な事項を定めるものである。

### (PB 教育制度の内容)

第 2 条 PB 教育は、公益社団法人日本証券アナリスト協会（以下、「本会」という。）の PB 教育委員会で定める PB の基礎知識体系（以下、「PB CKB」という。）に則ったテキスト（以下、「PB テキスト」という。）等に基づき、第 2 項に定めるランク別に分けて実施する PB 試験及び本会からプライベートバンカー資格を付与された者（以下、「PB 資格保有者」という。）に対する継続教育によって行う。

PB 教育に使用する教材は、PB テキストを使用するほか、PB テキストでカバーされない部分については市販の出版物等も活用する。

- 2 前項の試験合格者には、プライベートバンカーとして担うべき役割、機能度別にランク分けした次の 3 種類の資格を各々付与する。このうち、シニア・プライベートバンカー資格の付与は、PB 試験合格に加え、PB 業務分野での 2 年間の実務経験を必要とする。

プライベートバンキング・コーディネーター（PB コーディネーター）

プライマリー・プライベートバンカー（プライマリー PB）

シニア・プライベートバンカー（シニア PB）

- 3 各々の PB 資格保有者には、第 4 条に定める継続教育を受講のうえ、2 年毎に資格更新を行うことを義務付ける。
- 4 PB 職業倫理、PB CKB、PB 資格毎の学習目標・試験科目、PB テキスト、試験に関わる事項（受験資格・方法・合格実績の失効等）および PB 継続教育に関わる事項はプライベートバンキング教育委員会が別途これを定め、必要に応じ理事会に

報告する。

### (資格称号・表記)

第3条 本会からPB資格を付与された者が、本会から認定されたPB資格保有者であることを対外的に示す必要がある場合は、各資格に応じて次のいずれかの名称を使用させるものとする。

- ① プライベートバンキング・コーディネーター、プライマリー・プライベートバンカー、シニア・プライベートバンカー。
- ② PBコーディネーター、プライマリーPB、シニアPB。
- ③ 前々号、前号の名称の前に「日本証券アナリスト協会認定」又は「SAAJ認定」を付することができる。

＜例示＞日本証券アナリスト協会認定シニアPB

＜例示＞SAAJ認定シニアPB

2 プライマリーPB試験の各単位に合格した者が、合格した事実を対外的に示す必要がある場合は、次の表記を使用させるものとする。

- ① 1単位合格者

第I単位合格者の表記

公益社団法人日本証券アナリスト協会

プライベートバンキング「資産運用」分野修了

第II単位合格者の表記

公益社団法人日本証券アナリスト協会

プライベートバンキング「資産承継」分野修了

第III単位合格者の表記

公益社団法人日本証券アナリスト協会

プライベートバンキング「事業承継」分野修了

- ② 複数単位合格者

分野を2分野まで併記することを認めるものとする。

＜例示＞試験第I単位と第II単位合格者の表記

公益社団法人日本証券アナリスト協会

プライベートバンキング「資産運用」「資産承継」分野修了

- ③ 前号の表記において「公益社団法人日本証券アナリスト協会」に代えて「日本証券アナリスト協会」又は「SAAJ」と、「プライベートバンキング」に代えて「PB」と表記することができる。

＜例示＞第I単位合格者の表記

日本証券アナリスト協会 プライベートバンキング「資産運用」分野修了

SAAJ プライベートバンキング「資産運用」分野修了

日本証券アナリスト協会 PB「資産運用」分野修了  
SAAJ PB「資産運用」分野修了

#### (PB 継続教育)

第4条 PB 資格保有者は資格取得又は資格更新後2年の間に、PB セミナー、PB 補完セミナー、PB スクール、PB 職業倫理スクール等に参加し又はそれらを収録した内容を学習し、資格継続の認定に必要とされる所定のポイント数を取得しなければならない。

#### (資格の更新)

第5条 前条の継続教育を受け所定のポイント数を取得した者に対し、PB 資格の更新を認める。各資格の更新に当たっては、職業倫理に関するセミナーないしテストの受講を必須とする。

#### (PB 資格保有者の遵守事項および懲戒)

- 第6条 PB 資格保有者は、PB 業務を行うに当たって、理事会が別途定める規則（「プライベートバンカー資格保有者の職業倫理の遵守について」）を遵守しなければならない。これに違反した場合は、この規則によって懲戒処分を受けることがある。
- 2 前項の規則で定める懲戒処分については、理事会が別に設ける「PB 職業倫理等審査委員会」がこれを決定し、理事会に報告する。
  - 3 PB 職業倫理等審査委員会の運営は、会長が別途定める「PB 職業倫理等審査委員会の運営に関する規程」に則して行う。

#### (事務取扱)

第7条 この制度に関する事務は、本会事務局が行うものとし、各種規則に定めるところを除き、事務執行に関する取扱については別途、専務理事がこれを定める。

#### (改廃)

第8条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付 則

この要綱は、平成24年10月18日から施行する。

付 則

この改正要綱は、平成26年5月23日から施行する。

付 則

この改正要綱は、平成27年3月19日から施行する。

付 則

この改正要綱は、2019年6月1日から施行する。

付 則

1. 新しいテキストに基づくプライマリーPB試験への切り替え時期を勘案してプライベートバンキング教育委員会が定める日をもって、PBコーディネーターの試験を停止する。
2. この改正規則は、2022年3月16日から施行する。

付 則

1. 第3条第2項に定めるプライマリーPB試験の各単位に合格した者による表記の使用は、新しいテキストに基づくプライマリーPB試験に合格した者のみに認める。
2. この改正規則は、2022年5月20日から施行する。